第二条　地方税法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第四号イ中「第十九項を除く。）」の下に「、第四十二条の十二の七（第一項、第五項、第六項、第八項、第九項及び第十二項を除く。）」を加え、同号ロ中「及び第四十二条の十二の七（第一項、第五項、第六項、第八項、第九項及び第十二項を除く。）」を「、第四十二条の十二の六」に改め、「第十九項を除く。）」の下に「及び第四十二条の十二の七（第一項、第五項、第六項、第八項、第九項及び第十二項を除く。）」を加える。

第二百九十二条第一項第四号イ中「第十九項を除く。）」の下に「、第四十二条の十二の七（第一項、第五項、第六項、第八項、第九項及び第十二項を除く。）」を加え、同号ロ中「及び第四十二条の十二の六」を「、第四十二条の十二の六」に改め、「第十九項を除く。）」の下に「及び第四十二条の十二の七（第一項、第五項、第六項、第八項、第九項及び第十二項を除く。）」を加える。

附則第八条第一項及び第二項中「第四十二条の十二の五」を「除く。）」に改め、同条第四項中「第十三項」の下に「から第十五項まで」を加え、同条第十項中「第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ」を「これらの規定」に改め、「、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第三項並びに」と」を削り、同条第十二項中「第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号イ」を「これらの規定」に改め、「第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項及び第三項並びに」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第三項並びに」と」を削り、同条第十三項中「第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号イ」を「これらの規定」に改め、「、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項及び第三項並びに」とあるのは「第四十二条の十二の五及び」とあるのは「第四十二条の十二の五第一項及び第二項並びに」と」を削り、同条第十四項中「、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」を削り、「第十八項、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを」を「第十八項」と、「除く。）及び」とあるのは「」に、「及び第四十二条の十二の六（第一項、第九項から第十一項まで及び第十九項を除く。）」を「第四十二条の十二の六（第一項、第九項から第十一項まで及び第十九項を除く。）及び」に、「並びに第四十二条の十二の六第三項から第八項まで、第十三項から第十六項まで及び第十八項」を「第四十二条の十二の六第三項から第八項まで、第十三項から第十六項まで及び第十八項並びに」に改め、同条第二十項中「附則第八条第十七項」を「附則第八条第十九項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「附則第八条第十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「附則第八条第十四項」を「附則第八条第十六項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項を同条第十九項とし、同条第十六項中「附則第八条第十四項」を「附則第八条第十六項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項の次に次の二項を加える。

14　中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の七第二項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十二の七（第一項、第五項、第六項、第八項、第九項及び第十二項を除く。）」とあるのは、「第四十二条の十二の七第三項」とする。

15　中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の七第三項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十二の七（第一項、第五項、第六項、第八項、第九項及び第十二項を除く。）」とあるのは、「第四十二条の十二の七第二項」とする。

第三条　地方税法の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第四号イ及びロ並びに第二百九十二条第一項第四号イ及びロ中「第四十二条の四の二」の下に「、第四十二条の五」を加える。

附則第八条第四項中「第十一項」を「第十五項」に、「第十三項から第十五項まで」を「第十七項から第十九項まで」に改め、同条第五項中「第四十二条の十」を「第四十二条の五」に改め、同条第二十二項中「附則第八条第十九項」を「附則第八条第二十三項」に改め、同項を同条第二十一項中「附則第八条第十九項」を「附則第八条第二十五項とし、同条第二十項中「附則第八条第十六項」を「附則第八条第二十項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十八項中「附則第八条第十四項」を「附則第八条第十六項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十六項中「附則第八条第十二項」を「附則第八条第十四項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十四項中「附則第八条第十項」を「附則第八条第十二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十二項中「附則第八条第八項」を「附則第八条第十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十項中「附則第八条第六項」を「附則第八条第八項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第八項中「附則第八条第四項」を「附則第八条第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第六項中「附則第八条第二項」を「附則第八条第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第四項中「附則第八条第項」を「附則第八条第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第二項中「附則第八条第十六項」を「附則第八条第二十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十項から第十六項までを四項ずつ繰り下げ、同条第七項の次に次の四項を加える。

8　中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第一項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の五」とあるのは「第四十二条の五第二項及び第三項第二号」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の五」とあるのは「第四十二条の五第二項」とする。

9　中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第二項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の五」とあるのは「第四十二条の五第一項及び第三項第二号」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第二十三条第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「第四十二条の五」とあるのは「第四十二条の五第一項」とする。

10　中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第三項第二号において準用する同法第四十二条の四第八項第六号ロ又は第七号の規定により加算された金額がある場合における第二十三条第一項第四号イ並びに第五十三条第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項第一号及び第二十六項並びに第二百九十二条第一項第四号イ並びに第三百二十一条の八第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項第一号及び第二十六項の規定の適用については、第二十三条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の四第十四項、同法」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」と、第五十三条第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項第一号及び第二十六項並びに第三百二十一条の八第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項第一号及び第二十六項中「第四十二条の十四第一項」とあるのは「第四十二条の五第三項第二号において準用する同法第四十二条の四第八項第六号ロ若しくは第七号、同法第四十二条の五第一項及び第二項並びに同条第十四項第六号ロ若しくは第七号、同法」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」とする。

11　中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第三項第二号において準用する同法第四十二条の四第十四項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号イの規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の五」とあるのは「第四十二条の五第一項及び第二項並びに同条第三項第二号において準用する同法第四十二条の四第八項第六号ロ及び第七号、同法」と、「除く。）及び」とあるのは「除く。）並びに」とする。

（地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部改正）

第四条　地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「規定」の下に「（これらの規定に係る罰則を含む。）」を加える。

第二十四条第二項中「第二十八条第四項」の下に「、第二十八条の二第二項」を加える。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（滞納処分に関する移転命令違反の罪）

第二十八条の二　第十条の規定によりその例によることとされる地方税法第七十二条の六十八第六項の場合において、正当な理由がなく、国税徴収法第七十二条の二第一項ただし書の規定の例により行う都道府県の徴税吏員の命令に違反したときは、その違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。